



費用負担のスピーディー簡単

電子契約

はじめます

令和7年
4月から

メリット



コスト削減

電子契約を行った場合、
印紙税や郵送費が
不要になります



働き方改革の推進

印刷や郵送作業が
不要になるため、
場所にとらわれず
手続可能になります



迅速な契約手続

印刷や郵送作業が
不要になるため、
迅速に契約を締結できます

ポイント



インターネット環境と電子メールアドレスさえあれば利用可能



アカウント登録不要



費用負担なし



電子契約を希望しない方は、引き続き書面による契約締結が可能

電子契約とは…

紙の契約書に押印する代わりに、契約書のPDFファイルに電子署名を付与することで契約を締結するものです。

電子契約締結の流れ



「電子契約利用同意書」を
県に提出します。



確認依頼メールが
届いたら、
メール本文の
リンクを開きます。



契約書の内容に
問題がなければ
「同意して確認完了」
ボタンをクリック
します。



電子署名が付与された
契約書のPDFファイル
がメールで届いたら、
ダウンロードして
保管します。

Q&A

Q

対象とする契約は？

A

県が締結する物品の購入、借入れ及び売払い、役務調達並びに建設工事及び建設関連業務に関する契約（契約書及び請書）を対象とします。ただし、以下の契約を除きます。

- ・法令等の規定により書面による契約書を作成することが義務付けられている契約
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・期間の定めのない契約
- ・自動更新条項が設けられた契約
- ・電子契約サービスにアップロード可能な容量上限（1ファイル当たり20MB、1契約当たり50MB）を超える契約

Q

利用するサービスは？

A

弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」という電子契約サービスを利用します。

宮城県ホームページ

詳細はホーム
ページをご覧
ください。



問合せ先

宮城県総務部行政経営企画課
TEL 022-211-2239
(受付時間 8:30~17:15)